

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表								幹事長専決事項	
専門部会名	企画部会		責任者	杉原良仁	ワーキンググループ名	地域開発関係事業		責任者	草原啓司
合併協議項目	25. 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い		24 環境対策事業		備考		
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法	
1	<p>エネルギー対策に関すること（地球温暖化防止対策を含む） 地球温暖化防止のため役場が率先して省エネルギーに取り組む 室内温度の適正管理、ごみの減量化など平成19年度を目標にして減量化を図る。 措置の目標 温室効果ガス（CO2）排出量を平成13年度から4%の削減 灯油使用料 平成13年度量から3%削減する。 A重油使用量 平成13年度量から1%削減する。 電気使用料 平成13年度量から5%削減する。 水道使用料 平成13年度量から5%削減する。 ガソリン・経由・LPガス使用量は平成13年度の量を超えない。 エコロジー製品の利用を促進する。</p> <p>平成15年5月策定 平成15年度から住民環境課所管</p>		<p>エネルギー対策に関すること（地球温暖化防止対策を含む） 地球温暖化防止のため役場が率先して省エネルギーに取り組む 環境にやさしい役場率先実行計画を平成13年度に策定済み 計画の目的 役場が環境に配慮した事務・事業を率先して実践することにより、環境への負担の低減を図るとともに、町内の事業所や町民の自主的な取組を促進する。 計画の期間 平成13年度から平成17年度 計画の目標 温室効果ガス総排出量 平成11年度から3%削減 コピー用紙の購入量（A4換算） 平成11年度から3%削減 電気使用量 平成11年度から3%削減</p> <p>生活環境課が所管</p>		<p>両町それぞれ率先行動計画を策定しているため目標数値、設定温度、事業実施方針について目標数値が異なる。 両町それぞれ率先行動計画を策定しているため実施について整合性を取る必要がある。</p>			<p>合併後に一元化を図る</p>	

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表								幹事長専決事項	
専門部会名	企画部会	責任者	杉原良仁	ワーキンググループ名		地域開発関係事業		責任者	草原啓司
合併協議項目	25. 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	24 環境対策事業			備考		
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法	
2	<p>省エネルギー対策事業 岸本町地域全体で省エネルギーに取り組むことにより、資源の有効活用、環境保護、経費削減などの諸問題の解決に寄与する。 エネルギー・環境問題に対する基本計画を策定し、実行可能な省エネルギー事業に取り組む。 平成14年度には地域省エネルギービジョンを策定した。 平成15年度は地域省エネルギービジョンにあった重点テーマについて調査。（公的施設の省エネ可能性調査、排熱有効利用調査等） 岸本町のエネルギー消費の現状を調査し、地域特性に合致した省エネルギー計画を策定する。 策定期間：平成14年度中（単年度） 策定方法：コンサルタントへ委託、一部町が調査</p> <p>策定手順 策定委員会で策定方針を決定 エネルギー実態調査（聞き取り調査・アンケート等） エネルギー消費の将来推計 庁内検討委員会で、中間報告書検討・協議 策定委員会に中間報告及び審議 省エネ技術・施策の選定 省エネルギー実行計画の立案 庁内検討委員会で、計画原案検討・協議 策定委員会へ報告書提出・審議 議会提出 計画の公表・実行・周知</p>		なし		<p>省エネルギービジョンについては岸本町でしか策定していない。 目標数値などは、岸本町のビジョンを適用する。 新たに計画を策定するのではなく、新町建設計画・新町総合計画等に本ビジョンの趣旨を盛り込む。</p>			岸本町の例により、新町に引き継ぐ	

行政現況調書調整一覧表							幹事長専決事項		
専門部会名	住民環境部会		責任者	永見文夫	ワーキンググループ名	環境対策事業		責任者	野坂博文
合併協定項目			各種事務事業の取扱い	25-24 環境対策事業			備考		
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法	
3	<p>不法投棄巡視事業</p> <p>不法投棄の予防と早期発見に努める</p> <p>* 町内を月3回巡回し、不法投棄の予防と早期発見に努める</p> <p>不法投棄等処理の流れ 調査員（報告） 保健所・役場（調査） 事業者（指導） 撤去 警察（検挙・摘発）</p> <p>* 不法投棄の頻発場所への看板の設置。</p>		<p>不法投棄巡視事業</p> <p>良好な環境を保持するため不法投棄発見と処置を目的とする。</p> <p>* 町内の巡回 県産業廃棄物不法投棄監視員、警察と連絡を密にし、不法投棄の処置、対策。</p> <p>* 不法投棄の頻発場所への看板の設置。</p>		<p>* 県の実施する事業は、平成15年度で終了。</p> <p>* 岸本町は、単独事業として実施。</p> <p>* 溝口町は、県事業が廃止となったので、監視員は現在配置していない。</p>			<p>合併後、一元化する。</p> <p>* 平成17年度から、全町を監視区域とする。</p>	
4	<p>環境知識・環境美化の普及啓発</p> <p>環境知識及び環境美化意識の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境美化促進地域の指定 (岸本町山の手通りと総合スポーツ公園地区) 指定の目的 重点地区を設けることによる波及効果 指定後の施策 環境美化指導員（県委嘱）の巡回 平成11年度指定 看板の設置及び管理（設置に係る経費は県補助）</li> <li>町全体の一斉清掃の実施（年1回）</li> </ul>		<p>環境知識・環境美化の普及啓発</p> <p>環境知識及び環境美化意識の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境美化促進地域の指定（溝口町榊水高原地区） 指定の目的 重点地区を設けることによる波及効果 指定後の施策 環境美化指導員（県委嘱）の巡回 平成11年度指定 看板の設置及び管理（設置に係る経費は県補助）</li> </ul>		<p>* 一斉清掃は、岸本町のみ。</p>			<p>合併後一元化を図るものとする。</p> <p>* 環境美化促進地区は、県の条例による</p> <p>* 町の一斉清掃の実施方法は新町で検討する。</p>	

専門部会名	住民環境部会			責任者	永見文夫	ワーキンググループ名	保育事業			責任者	山岡 範泰		
合併協定項目				各種事務事業の取扱い	25 - 26 保育事業			備考					
連番	岸 本 町			溝 口 町			課題・問題点			調整方法			
1	保育所概要 児童福祉法に基づき保育に欠ける幼児を保育する。 <b>概要</b> （H15.4.1現在）			保育所概要 児童福祉法に基づき保育に欠ける幼児を保育する。 <b>概要</b> （H15.4.1現在）			・開所時間が各保育所で違う ・乳児の受け入れ時期が各保育所で違う ・特別保育事業の実施状況が各保育所で違う			当面は現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後に検討する。 17年度中に保護者等の要望を調査し、18年度を目標に調整する。			
	名称	ふたば保育所	あさひ保育所	こしき保育所	名称	溝口保育所						二部保育所	日光保育所
	開所時間(平日)	7:45～19:00	7:45～18:00	7:45～18:00	開所時間(平日)	7:30～19:00						7:30～18:00	8:00～17:30
	開所時間(土曜)	7:45～18:00	7:45～12:15	7:45～18:00	開所時間(土曜)	7:30～18:00						7:30～12:30	8:00～12:30
	乳児の受け入れ	生後6ヶ月から	生後12ヶ月から	生後12ヶ月から	乳児の受け入れ	生後3ヶ月から						生後12ヶ月から	生後12ヶ月から
	入所定員	90人	45人	90人	入所定員	120人						45人	30人
	<b>特別保育事業</b>	ふたば保育所	あさひ保育所	こしき保育所	<b>特別保育事業</b>	溝口保育所						二部保育所	日光保育所
	長時間延長保育事業	実施 2人	未実施	未実施	長時間延長保育事業	実施 2人						未実施	未実施
	乳児保育促進事業	実施可	未実施	未実施	乳児保育促進事業	実施 1人						未実施	未実施
	世代間交流事業	実施	実施	実施	世代間交流事業	実施						実施	実施
	障害児保育事業	実施 2人	実施可	実施可	障害児保育事業	実施可						実施可	実施可
	一時保育事業	未実施	未実施	未実施	一時保育事業	未実施						未実施	未実施
	休日保育事業	未実施	未実施	未実施	休日保育事業	未実施						未実施	未実施
地域子育て支援センター	未実施	未実施	未実施	地域子育て支援センター	実施 1人	未実施	未実施						
産休代替職員事業	1人			産休代替職員事業	1人	1人							
2	保育所に関すること(保育行事、子育て支援含む)			保育所に関すること(保育行事、子育て支援含む)			給食の献立・制服・保育料算定方法の取り扱いが異なる。			合併後に一元化を図る。 ・給食の献立については、合併後に一元化する。 ・制服については、当面現行のとおりとし、保護者の意向を調査のうえ一元化を検討する。 ・保育料の算定資料については、溝口町の例をもとに一元化する。			
	保育所の現況			保育所の現況									
	項目	状況		項目	状況								
	給食献立	三保育所集まって献立を作成		給食献立	各保育所で献立を作成								
	制服	平成16年度より制服は廃止		制服	統一したものを使用								
保育料の算定方法	4月に前年度数値で仮算定を行い、所得税確定後(6月)に本算定を行う。差額分については、本算定後に調整を行い徴収する。 ・良い点 税の確定後に算定するので、保育料の再算定が少ない。 ・悪い点 保育料の算定を2度(仮算定と本算定)行わなければならない。		保育料の算定方法	4月までに算定資料として、全ての保護者から源泉徴収表等を提出してもらい、4月に本算定を行う。所得税確定後に再度、税額の確認を行い変更が有るものに対しては再算定を行う。 ・良い点 徴収金の調整が不要 ・悪い点 国の大幅な改正があった場合には再算定が必要									

専門部会名	住民環境部会		責任者	永見文夫	ワーキンググループ名	保育事業		責任者	山岡 範泰
合併協定項目			各種事務事業の取扱い	25 - 26 保育事業			備考		
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法	
3	放課後児童クラブ運営事業		放課後児童クラブ運営事業		問題点 ・利用時間の統一が必要			合併後に一元化する。  (平成17年度から一元化するものとし、開所時間・開設日については、各児童クラブの保護者ニーズを踏まえ検討してゆく)	
	昼間保護者のいない小学校低学年の育成・指導に資するため遊びを主とする児童健全育成活動を行う。		昼間保護者のいない小学校低学年の育成・指導に資するため遊びを主とする児童健全育成活動を行う。						
	定員	25人	定員	現在なし					
	対象児童	小学校1年生～小学校3年生	対象児童	小学校1年生～小学校3年生					
	月額利用料	3,000円	月額利用料	3,000円					
	開設日	毎週月曜日～土曜日(但し、祝日・祭日は開設しない。) 長期休暇時は夏休みのみ開設	開設日	毎週月曜日～土曜日(但し、祝日・祭日は開設しない。)					
	開設時間	平日：下校時～午後6時 土曜：午前9時～午後6時 夏休み：午前9時～午後6時	開設時間	平日：下校時～午後6時 土曜：午前8時15分～午後12時15分 夏休み・冬休み・春休み 午前8時～午後6時					
	場所	岸本町放課後児童クラブ施設(岸本小学校敷地内)	場所	溝口町青年の家(溝口小学校横)					
利用児童数	21名(平成15年4月1日現在)	利用児童数	23名(平成15年4月1日現在)						
内容	遊びを主とする指導を行う。	内容	遊びを主とする指導を行う。						

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							幹事長専決事項		
専門部会名	住民環境部会		責任者	永見文夫	ワーキンググループ名	その他事務事業		責任者	野坂博文
合併協定項目			各種事務事業の取扱い	25 - 27 衛生関係事業			備考		
連番	岸本町		溝口町		課題・問題点		調整方法		
1	<p>そ族・昆虫駆除事業</p> <p>* 蚊・ハエの駆除をし衛生的な環境整備をはかる。</p> <p>* 煙霧消毒の実施</p> <p>* 薬剤の配布</p> <p>期 間 6月から10月の間</p> <p>実施方法 希望のあった集落に機材を貸出する。 薬剤については、集落を通じて無償で配布する。</p> <p>機 材 煙霧消毒機 8台 粉散布機 2台</p> <p>薬剤の種類(主成分 スミチオン) 油剤・乳剤・粉剤</p>		該当事業なし		<p>・岸本町のみ</p> <p>・下水道の普及など住環境の変化により、実施団体・薬剤使用量が年々減少している。</p> <p>(参考)</p> <p>平成15年度実績(35集落中)</p> <p>煙霧消毒 21集落</p> <p>乳剤配布 17集落</p> <p>粉剤配布 21集落</p>		<p>薬剤の配布は合併時に廃止する。ただし、煙霧消毒機器の貸し出しは行うものとする。</p>		

専門部会名	住民環境部会		責任者	永見文夫	ワーキンググループ名	同和人権対策事業		責任者	西村裕生																										
合併協定項目			各種事務事業の取扱い	25-28 同和人権対策事業			備考																												
連番	岸 本 町		溝 口 町			課題・問題点	調整方法																												
1	該当事業なし		<p>住宅新築資金等貸付事業の取扱い</p> <p>住宅新築資金等貸付事業の残事業の事務処理 住宅新築資金等貸付事業は、地域改善事業の一環として実施され、平成8年度に貸し付け事業は終了している。この事業により、対象地域における持ち家の推進や住宅の改良が進み、住環境は飛躍的に向上した。しかし、一方では長引く経済の低迷により、自営業の経営不振や雇用環境の悪化等により、貸付金の未償還件数が増加の傾向にあり、これの回収には鋭意努力をしているところである。</p> <p>平成15年度歳出内訳 ・一般管理費 250千円 ・積立金 533千円 ・公債費 10,447千円 計 11,230千円 住宅新築資金等貸付事業滞納状況（15年度決算）（単位：円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>貸付件数</th> <th>貸付額</th> <th>滞納件数</th> <th>滞納額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新築資金</td> <td>25</td> <td>140,500,000</td> <td>8</td> <td>15,132,201</td> </tr> <tr> <td>改修資金</td> <td>128</td> <td>227,170,000</td> <td>8</td> <td>7,655,701</td> </tr> <tr> <td>宅地資金</td> <td>14</td> <td>39,500,000</td> <td>7</td> <td>5,976,499</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>167</td> <td>407,170,000</td> <td>23</td> <td>28,764,401</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	貸付件数	貸付額	滞納件数	滞納額	新築資金	25	140,500,000	8	15,132,201	改修資金	128	227,170,000	8	7,655,701	宅地資金	14	39,500,000	7	5,976,499	計	167	407,170,000	23	28,764,401	<p>貸付事業終了後25年間以上、貸付金の回収と地方債の償還が継続される。</p> <p>回収と償還のみとはいえ、本事業そのものは継続して執行しなければならない。</p>		現行どおり新町に引き継ぐ。		
区 分	貸付件数	貸付額	滞納件数	滞納額																															
新築資金	25	140,500,000	8	15,132,201																															
改修資金	128	227,170,000	8	7,655,701																															
宅地資金	14	39,500,000	7	5,976,499																															
計	167	407,170,000	23	28,764,401																															
2	該当事業なし		<p>溝口町進学奨励金交付事業</p> <p>同和地区の高校生(高専含む)、大学生に対し、能力を有しながら経済的理由により就学が困難な者に対して、就学に必要な経費の一部(奨励金)を交付することにより、就学の途を開くことを目的とする。</p> <p>交付対象 下記の 及び の要件を備えたもの 同和地区に居住する者の子弟で、高等学校(高専含む)、大学に在学する者。 日本育英会の育英資金、母子寡婦福祉法の修学資金、県育英奨学資金の貸与又は給付を受けている者。</p> <p>交付金 ・高等学校 月額3,000円 ・大学 月額4,000円 実績(15年度) ・高等学校 6人 ・大学 2人</p>			溝口町のみ実施している。		現行どおり、新町に引き継ぐ。																											
3	該当なし		<p>大型共同作業場管理事業</p> <p>町有財産である、溝口町大型共同作業場の管理を行う。昭和60年に設置。地域住民の就労の場を確保し、生活安定に寄与するとともに部落差別解消に資することを目的とする。</p> <p>作業場管理については、町と三部二区区長が管理委託契約を締結。三部二区が作業場を業者に使用させる場合は、町の承認を必要とする。(現在は有限会社イーグルが縫製工場として使用している。)</p> <p>現在の管理主体：有限会社「イーグル」 所在地：溝口町二部550-6 構造：鉄骨造平屋建(390㎡) 経費：火災保険料(12,597円)は町負担</p>			溝口町のみ実施している。		現行どおり新町に引き継ぐ。																											

**住宅新築資金等貸付事業償還基金調**

(単位：円)

年 度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
取崩額		724,000	0	280,600	0
積立額		1,414,059	2,421,094	1,069,990	534,316
年度末現在高	20,247,752	20,937,811	23,358,905	24,148,295	24,682,611

積立：基金の利息及び借主から繰上償還があったものを基金として積み立て、起債償還金に充当するもの。

取崩：起債の償還金として充当する場合に、基金を取り崩すもの。

**住宅新築資金等貸付事業に係る起債償還表**

(単位：円)

年 度		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
未償還金		48,049,638	40,415,825	32,517,042	25,521,538	20,246,715	16,117,099	11,733,743	8,898,505	6,938,462	5,779,211	4,898,748	3,971,096
償還金	元金	7,633,813	7,898,783	6,995,504	5,274,823	4,129,616	4,383,356	2,835,238	1,960,043	1,159,251	880,463	927,652	977,527
	利子	2,812,285	2,303,577	1,793,168	1,363,149	1,052,636	798,896	558,262	410,801	321,449	265,595	218,406	168,531
	計	10,446,098	10,202,360	8,788,672	6,637,972	5,182,252	5,182,252	3,393,500	2,370,844	1,480,700	1,146,058	1,146,058	1,146,058

年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
未償還金		2,993,569	1,963,316	1,300,850	991,894	672,345	341,839	0
償還金	元金	1,030,253	662,466	308,956	319,549	330,506	341,839	
	利子	115,805	66,940	41,624	31,031	20,074	8,741	
	計	1,146,058	729,406	350,580	350,580	350,580	350,580	0

専門部会名	住民環境部会		責任者	永見文夫	ワーキンググループ名	同和人権対策事業		責任者	西村裕生
合併協定項目			各種事務事業の取扱い	25-28 同和人権対策事業			備考		
連番	岸 本 町		溝 口 町			課題・問題点		調整方法	
4	該当なし		<p>地域組織活動育成事業 (県補助事業)</p> <p>子供の健全育成を推進する上で、母親が責任をもって子供を育てることが必要なため、母親同士の情報交換、コミュニケーション活動に対して支援をする。(母親クラブに対する補助金・活動支援)</p> <p>親子のふれあいを持ち、親としての責任と健全育成の必要性を認識するため、下記の事業を行なう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子ども会活動(育成会活動)</li> <li>2. 各種研修会</li> <li>3. 遊び場点検</li> <li>4. 奉仕活動</li> <li>5. 盆踊り大会参画</li> <li>6. 交通安全活動</li> <li>7. お楽しみ会</li> <li>8. 解放文化祭参画</li> <li>9. その他、解放子ども会活動等</li> </ol> <p>県補助率 2 / 3</p>			<p>同和地区の母親クラブの活動に対する支援を県の補助事業制度を活用して行なうもの。児童館活動の一環として実施している。</p> <p>同和地区の自立のためにも、当分の間本事業は必要と考える。</p>		<p>現行のとおり新町に引き継ぐ。</p>	

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							幹事長専決事項	
専門部会名	建設水道部会		責任者	小村 恵吾		ワーキンググループ名	上水道事業(事務関係)	
合併協定項目			各種事務事業の取扱い	25 - 29 水道事業		備考		
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点		調整方法	
1	<b>水道施設維持管理事業</b> 安全な飲用水を安定的に供給するために、施設・設備の維持管理を行うもの。 別紙水道維持管理事業調整一覧表のとおり 維持管理業務一覧 電気・機械設備維持管理 滅菌機維持管理 水源地・配水池維持管理 水源・配水施設等維持管理（修繕関係） 水質管理 メーター検針		<b>水道施設維持管理事業</b> 安全な飲用水を安定的に供給するために、施設・設備の維持管理を行うもの。 別紙水道維持管理事業調整一覧表のとおり 維持管理業務一覧 電気・機械設備維持管理 滅菌機維持管理 水源地・配水池維持管理 水源・配水施設等維持管理（修繕関係） 水質管理 メーター検針		維持管理業務、維持管理の方法及び業務の委託先が異なる。		合併後に一元化するものとする。 （合併が年度中途の場合は、当該年度は現行のとおりとし、翌年度から一元化するものとする。）	

水道維持管理事業調整一覧表

項目	岸本町	溝口町	課題・問題点	調整方法																													
電気・機械設備維持管理	<p>電気・機械設備の保守点検を毎月1回実施。(専門業者へ委託)</p> <p>電気・機械設備関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度委託業者</th> <th>14年決算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岸本町水道</td> <td rowspan="5">株式会社 永井電気工業所</td> <td>491,400円</td> </tr> <tr> <td>八郷簡易水道</td> <td>189,000円</td> </tr> <tr> <td>小野地区飲料水供給施設</td> <td>37,800円</td> </tr> <tr> <td>藍野地区飲料水供給施設</td> <td>37,800円</td> </tr> <tr> <td>ペンション地区飲料水供給施設</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>756,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>電気工作物関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度委託業者</th> <th>14年決算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岸本町水道</td> <td>中国電気保安協会</td> <td>276,507円</td> </tr> </tbody> </table>		15年度委託業者	14年決算額	岸本町水道	株式会社 永井電気工業所	491,400円	八郷簡易水道	189,000円	小野地区飲料水供給施設	37,800円	藍野地区飲料水供給施設	37,800円	ペンション地区飲料水供給施設	-	合計		756,000円		15年度委託業者	14年決算額	岸本町水道	中国電気保安協会	276,507円	<p>電気・機械設備の保守点検は委託を行っていない。</p>	<p>・溝口町では町職員の点検のみで専門的な点検を行っていない。</p>	<p>・合併後に一元化する。(平成17年度から岸本町の例による。)</p> <p>(保守点検については、専門業者に委託し、毎月1回行う。)</p>						
		15年度委託業者	14年決算額																														
岸本町水道	株式会社 永井電気工業所	491,400円																															
八郷簡易水道		189,000円																															
小野地区飲料水供給施設		37,800円																															
藍野地区飲料水供給施設		37,800円																															
ペンション地区飲料水供給施設		-																															
合計		756,000円																															
	15年度委託業者	14年決算額																															
岸本町水道	中国電気保安協会	276,507円																															
滅菌機維持管理	<p>滅菌機維持管理のため年1回点検を実施。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度委託業者</th> <th>14年決算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岸本町水道(1ヶ所)</td> <td rowspan="3">中西工業株式会社</td> <td>41,475円</td> </tr> <tr> <td>八郷簡易水道(2ヶ所)</td> <td>78,750円</td> </tr> <tr> <td>小野地区飲料水供給施設(1ヶ所)</td> <td>36,225円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>156,450円</td> </tr> </tbody> </table> <p>*滅菌に塩を使用している送水施設について委託し、点検を行っている。 *滅菌にピューラックスを使用している送水施設については、販売業者がピューラックス納入の際に無償で点検を行っている。</p>		15年度委託業者	14年決算額	岸本町水道(1ヶ所)	中西工業株式会社	41,475円	八郷簡易水道(2ヶ所)	78,750円	小野地区飲料水供給施設(1ヶ所)	36,225円	合計		156,450円	<p>滅菌機維持管理のため年1回修繕を実施。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度委託業者</th> <th>14年決算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>溝口地区(1ヶ所)</td> <td rowspan="2">中西工業株式会社</td> <td>60,900円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>60,900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>*滅菌に塩を使用している送水施設について修繕を毎年行っている。 *滅菌にピューラックスを使用している送水施設については、販売業者がピューラックス納入の際に無償で点検を行っている。</p>		15年度委託業者	14年決算額	溝口地区(1ヶ所)	中西工業株式会社	60,900円	合計	60,900円	<p>・特になし。</p>	<p>・合併後に一元化する。(平成17年度から岸本町の例による。)</p> <p>(滅菌に塩を使用している送水施設については、年1回業者による点検を行う。ピューラックスを使用している施設については、薬品納入の際に無償で点検を行ってもらう。)</p>								
		15年度委託業者	14年決算額																														
岸本町水道(1ヶ所)	中西工業株式会社	41,475円																															
八郷簡易水道(2ヶ所)		78,750円																															
小野地区飲料水供給施設(1ヶ所)		36,225円																															
合計		156,450円																															
	15年度委託業者	14年決算額																															
溝口地区(1ヶ所)	中西工業株式会社	60,900円																															
合計		60,900円																															
水源地・配水池維持管理	<p>水源地・配水池の維持管理のため一部草刈を委託している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度委託業者</th> <th>14年決算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岸本町水道(5ヶ所)</td> <td>シバ-人材センター・老人クラブ</td> <td>76,610円</td> </tr> <tr> <td>八郷簡易水道(3ヶ所)</td> <td>丸山生産森林組合・地元集落</td> <td>94,550円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>171,160円</td> </tr> </tbody> </table> <p>* その他の場所については、町で草刈を行っている。 * 3地区の飲料供給施設については、地元が無償で行っている。</p>		15年度委託業者	14年決算額	岸本町水道(5ヶ所)	シバ-人材センター・老人クラブ	76,610円	八郷簡易水道(3ヶ所)	丸山生産森林組合・地元集落	94,550円	合計		171,160円	<p>水源地・配水池の維持管理のため草刈を委託している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度委託業者</th> <th>14年決算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>溝口地区</td> <td rowspan="5">有限会社 中島工業</td> <td>74,970円</td> </tr> <tr> <td>二部地区</td> <td>62,475円</td> </tr> <tr> <td>旭地区</td> <td>80,325円</td> </tr> <tr> <td>榑水地区</td> <td>80,325円</td> </tr> <tr> <td>普通定額水道(金屋谷)</td> <td>17,850円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>315,945円</td> </tr> </tbody> </table> <p>* その他の場所については、地元で草刈を行っている。</p>		15年度委託業者	14年決算額	溝口地区	有限会社 中島工業	74,970円	二部地区	62,475円	旭地区	80,325円	榑水地区	80,325円	普通定額水道(金屋谷)	17,850円	合計		315,945円	<p>・特になし。</p>	<p>・合併後に一元化する。(平成17年度から一元化)</p> <p>(委託先については、新町において検討し、委託するものとする。)</p>
		15年度委託業者	14年決算額																														
岸本町水道(5ヶ所)	シバ-人材センター・老人クラブ	76,610円																															
八郷簡易水道(3ヶ所)	丸山生産森林組合・地元集落	94,550円																															
合計		171,160円																															
	15年度委託業者	14年決算額																															
溝口地区	有限会社 中島工業	74,970円																															
二部地区		62,475円																															
旭地区		80,325円																															
榑水地区		80,325円																															
普通定額水道(金屋谷)		17,850円																															
合計		315,945円																															
水源・配水施設等維持管理(修繕)	<p>水源・配水施設の維持管理のための修繕を行う。 給水管については、本管・各世帯の水道メーターまでは、町が管理を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>14年決算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岸本町水道</td> <td>5,662,012円</td> </tr> <tr> <td>八郷簡易水道</td> <td>3,378,232円</td> </tr> <tr> <td>小野地区飲料水供給施設</td> <td>840,000円</td> </tr> <tr> <td>藍野地区飲料水供給施設</td> <td>11,865円</td> </tr> <tr> <td>ペンション地区飲料水供給施設</td> <td>144,165円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>10,036,274円</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 岸本町水道は落雷による修繕があったが、保険対応のため決算額に含めず。</p>		14年決算額	岸本町水道	5,662,012円	八郷簡易水道	3,378,232円	小野地区飲料水供給施設	840,000円	藍野地区飲料水供給施設	11,865円	ペンション地区飲料水供給施設	144,165円	合計	10,036,274円	<p>水源・配水施設の維持管理のための修繕を行う。 給水管については、本管のみ町が管理を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>14年決算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>溝口地区</td> <td>2,989,058円</td> </tr> <tr> <td>二部地区</td> <td>750,015円</td> </tr> <tr> <td>旭地区</td> <td>536,340円</td> </tr> <tr> <td>榑水地区</td> <td>980,175円</td> </tr> <tr> <td>普通定額水道</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,255,588円</td> </tr> </tbody> </table>		14年決算額	溝口地区	2,989,058円	二部地区	750,015円	旭地区	536,340円	榑水地区	980,175円	普通定額水道	-	合計	5,255,588円	<p>・岸本町と溝口町で給水管の管理区域が異なる。 ・溝口町の普通定額水道については、すべて地元管理</p>	<p>・合併後に一元化する。(平成17年度から岸本町の例による。)</p> <p>(給水管については、各家庭の水道メーターまで町管理とする。)</p>	
		14年決算額																															
岸本町水道	5,662,012円																																
八郷簡易水道	3,378,232円																																
小野地区飲料水供給施設	840,000円																																
藍野地区飲料水供給施設	11,865円																																
ペンション地区飲料水供給施設	144,165円																																
合計	10,036,274円																																
	14年決算額																																
溝口地区	2,989,058円																																
二部地区	750,015円																																
旭地区	536,340円																																
榑水地区	980,175円																																
普通定額水道	-																																
合計	5,255,588円																																

水道維持管理事業調整一覧表

項目	岸本町	溝口町	課題・問題点	調整方法																																		
水質管理	<p>水質維持管理のため原水検査を年1回、浄水検査を毎月1回行っている。 (原水 11ヶ所 浄水 12ヶ所)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度委託業者</th> <th>14年決算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岸本町水道</td> <td rowspan="5">鳥取県 保険事業団</td> <td>256,850円</td> </tr> <tr> <td>八郷簡易水道</td> <td>725,550円</td> </tr> <tr> <td>小野地区飲料水供給施設</td> <td>370,650円</td> </tr> <tr> <td>藍野地区飲料水供給施設</td> <td>307,650円</td> </tr> <tr> <td>ペンション地区飲料水供給施設</td> <td>615,300円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>3,276,000円</td> </tr> </tbody> </table>		15年度委託業者	14年決算額	岸本町水道	鳥取県 保険事業団	256,850円	八郷簡易水道	725,550円	小野地区飲料水供給施設	370,650円	藍野地区飲料水供給施設	307,650円	ペンション地区飲料水供給施設	615,300円	合計		3,276,000円	<p>水質維持管理のため原水検査を年1回、浄水検査を毎月1回行っている。 (原水 21ヶ所 浄水 18ヶ所)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度委託業者</th> <th>14年決算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>溝口地区</td> <td rowspan="6">鳥取県 保険事業団</td> <td>638,042円</td> </tr> <tr> <td>二部地区</td> <td>324,271円</td> </tr> <tr> <td>旭地区</td> <td>325,142円</td> </tr> <tr> <td>榊水地区</td> <td>638,042円</td> </tr> <tr> <td>普通定額水道</td> <td>4,570,427円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>6,313,224円</td> </tr> </tbody> </table>		15年度委託業者	14年決算額	溝口地区	鳥取県 保険事業団	638,042円	二部地区	324,271円	旭地区	325,142円	榊水地区	638,042円	普通定額水道	4,570,427円	合計		6,313,224円	<p>・特になし。</p>	<p>・現行のとおりとする。</p>
		15年度委託業者	14年決算額																																			
岸本町水道	鳥取県 保険事業団	256,850円																																				
八郷簡易水道		725,550円																																				
小野地区飲料水供給施設		370,650円																																				
藍野地区飲料水供給施設		307,650円																																				
ペンション地区飲料水供給施設		615,300円																																				
合計		3,276,000円																																				
	15年度委託業者	14年決算額																																				
溝口地区	鳥取県 保険事業団	638,042円																																				
二部地区		324,271円																																				
旭地区		325,142円																																				
榊水地区		638,042円																																				
普通定額水道		4,570,427円																																				
合計			6,313,224円																																			
メーター検針	<p>メーター検針については、シルバー人材センターに委託。2月に1度。年6回。 1件あたり60円(冬季80円、1回)事務手数料別途6% 3地区の飲料供給施設については、地区検針。1地区年間36,600円。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年決算見込額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岸本町水道</td> <td>597,520円</td> </tr> <tr> <td>八郷簡易水道</td> <td>216,340円</td> </tr> <tr> <td>小野地区飲料水供給施設</td> <td>36,600円</td> </tr> <tr> <td>藍野地区飲料水供給施設</td> <td>36,600円</td> </tr> <tr> <td>ペンション地区飲料水供給施設</td> <td>36,600円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>923,660円</td> </tr> </tbody> </table>		15年決算見込額	岸本町水道	597,520円	八郷簡易水道	216,340円	小野地区飲料水供給施設	36,600円	藍野地区飲料水供給施設	36,600円	ペンション地区飲料水供給施設	36,600円	合計	923,660円	<p>メーター検針については、業者委託。年12回。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年決算見込額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>溝口地区</td> <td>1,845,900円</td> </tr> <tr> <td>二部地区</td> <td>390,600円</td> </tr> <tr> <td>旭地区</td> <td>240,975円</td> </tr> <tr> <td>榊水地区</td> <td>240,975円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,718,450円</td> </tr> </tbody> </table>		15年決算見込額	溝口地区	1,845,900円	二部地区	390,600円	旭地区	240,975円	榊水地区	240,975円	合計	2,718,450円	<p>・現在、町で管理している分については特になし。 (検針月については、水道使用料調整の際に調整済。 ・溝口町の普通定額水道については、地元管理のため検針をおこなっていない。 ・溝口町の普通定額水道については、メーターがない地区もある。</p>	<p>・合併後に一元化する。(平成17年度から岸本町の例による。) (検針月については、水道使用料調整の際に調整済、2月に1度、奇数月とする。 委託先については、シルバー人材センターとする。 溝口町の普通定額水道についても検針を行い、メーターのない地区についてはメーターを設置する。)</p>								
	15年決算見込額																																					
岸本町水道	597,520円																																					
八郷簡易水道	216,340円																																					
小野地区飲料水供給施設	36,600円																																					
藍野地区飲料水供給施設	36,600円																																					
ペンション地区飲料水供給施設	36,600円																																					
合計	923,660円																																					
	15年決算見込額																																					
溝口地区	1,845,900円																																					
二部地区	390,600円																																					
旭地区	240,975円																																					
榊水地区	240,975円																																					
合計	2,718,450円																																					

行政現況調書調整一覧表						幹事長専決事項								
専門部会名	建設水道部会		責任者	小村 恵吾		ワーキンググループ名	下水道事業(事務関係)		責任者	井本達彦				
合併協定項目			各種事務事業の取扱い	25-30 下水道事業				備考						
連番	岸 本 町			溝 口 町			課題・問題点	調整方法						
1	<p><b>各下水道推進委員会</b></p> <p>下水道工事の円滑かつ効率的な推進を図るため、各処理区ごとに推進委員会を設置している。</p> <p>推進委員会の数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・須村・丸山地区農業集落排水委員会</li> <li>・久古地区農業集落排水委員会</li> <li>・公共下水道事業推進委員会</li> <li>・大幡下地区農業集落排水委員会</li> <li>・大幡上地区農業集落排水委員会</li> </ul> <p>委員会の内容</p> <p>各委員会とも集落から3名の推進委員を出していただき、工事の協力、供用開始後の接続の推進、集落単位による処理施設の草刈（公共下水道地区は除く）等を行っている。</p>			<p><b>該当なし</b></p> <p>工事着手時には自主的委員会が設置されるが、下水道供用開始後は解散している。</p> <p>加入促進は、集落代表等役員で行っている。</p>			<p>岸本町だけが、委員会を設置して推進している。</p>				<p>現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>溝口町地区における組織の設置については、合併後に検討する。</p>			

行政現況調書調整一覧表							幹事長報告事項																																																																
専門部会名	建設水道部会		責任者	小村 恵吾	ワーキンググループ名	土木建設事業		責任者	伊澤靖成																																																														
合併協定項目	各種事務事業の取扱い			25-31土木建設事業			備考																																																																
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点			調整方法																																																																	
1	<p><b>町道維持管理事業</b> 町道の維持管理を行うことにより、安全の確保と道路環境の整備を行う。</p> <p>除雪関係 除雪期間 12月1日～3月31日 除雪基準 積雪15cm以上 凍結防止剤設置 34箇所</p> <p>・実施方法について 主要な路線については、町内業者に委託。 町道鶴田小野線（西伯広域農道～町境。フラワーパーク関連）は会見町委託業者に委託。 集落内等の生活道路については地元で委託(11集落)</p> <p>除草関係 町道及び農免道路の路肩除草を行なう。 路線を指定して行っている(15路線。うち農道5路線)。 地元管理町道の除草は、地元で実施してもらう。 労務費の支払いはなし。 街灯維持関係 町道街灯 6 6 箇所（球換、電気代等） 街灯の維持全般について建設水道課で行っている。</p>	<p><b>町道維持管理事業</b> 町道の維持管理を行うことにより、安全の確保と道路環境の整備を行う。</p> <p>除雪関係 除雪期間 12月1日～3月31日 除雪基準 積雪15cm以上 町有除雪機械 除雪グレーダー、除雪トラック、除雪ドーザ、除雪ダンプ、歩道除雪機械6台(地元で貸し出し。ボランティア)</p> <p>・実施方法について 町内の各業者、個人と機械借り上げ契約(6人)。 町有の除雪機械のうち、除雪ドーザーのオペレーターと委託契約、残りの3台は、業者に貸し付け契約 集落内の町道・生活道路については、地元で行う、</p> <p>除草関係 町道の路肩の除草を行う。 路線を定めず、必要に応じて除草箇所を決める。 地元で行う除草に対して、全町で作業員40人役分程度の労務費を支払っている。 街灯維持関係 町道街灯95箇所 (含防犯灯、球換・電気代等) 街灯の設置等は土木課で行うが支払等は企画課。</p>	<p>除雪関係 ・溝口町は除雪機械を保有し業者、個人に貸し出して除雪をおこなっているが、岸本町には、自前の除雪機はない。 ・岸本町は凍結防止剤を配っているが、溝口町は行っていない。 ・岸本町は地元で除雪を委託しているが、溝口町は時間あたりの借上げ契約で除雪を行っている。 ・溝口町は歩道除雪を行っているが、岸本町は行っていない。</p> <p>除草関係 ・岸本町は除草路線を決めて行っているが、溝口町は必要に応じて除草を行っている。 ・岸本町は建設水道課で農免道路の除草も行っているが、溝口町は産業課で農免道路の除草を行っている。</p> <p>街灯維持関係 岸本町はすべて建設水道課だが、溝口町は、工事は土木課、支払等は企画課。</p>	<p>合併後に一元化するものとする。</p> <p>・除雪については、当面現行のとおりとし、平成17年度から一元化を図る。</p> <p>・除草については、岸本町の例をもとに一元化する。ただし、農道については農林担当課の所管とする。</p> <p>・街灯維持については、岸本町の例による。</p>																																																																			
2	<p><b>橋梁維持事業</b> 橋梁の維持補修を行う。</p> <p>橋梁の維持補修工事等（長大橋15m以上のもの）で町管理のものと地元管理のものがある。</p> <p>町管理 清水橋、真野橋、三和橋 岸本橋、真野橋(2号)、真野上橋 地元管理 屋敷橋</p> <p>長大橋一覧</p> <table border="1"> <tr><td>屋敷橋</td><td>24.65m</td><td>別所川</td></tr> <tr><td>岸本橋</td><td>38.85m</td><td>米子道</td></tr> <tr><td>真野橋</td><td>46.6m</td><td>米子道</td></tr> <tr><td>真野橋</td><td>30.8m</td><td>別所川</td></tr> <tr><td>真野上橋</td><td>34.1m</td><td>岸溝農免</td></tr> <tr><td>三軒茶屋橋</td><td>16.6m</td><td>清山川</td></tr> <tr><td>清水橋</td><td>21.65m</td><td>別所川</td></tr> <tr><td>三和橋</td><td>116.5m</td><td>日野川</td></tr> </table>	屋敷橋	24.65m	別所川	岸本橋	38.85m	米子道	真野橋	46.6m	米子道	真野橋	30.8m	別所川	真野上橋	34.1m	岸溝農免	三軒茶屋橋	16.6m	清山川	清水橋	21.65m	別所川	三和橋	116.5m	日野川	<p><b>橋梁補修事業</b> 橋梁の維持補修を行う。</p> <p>すべての橋梁の維持補修工事等を町で行っている。</p> <p>長大橋一覧</p> <table border="1"> <tr><td>畑中橋</td><td>22.8m</td><td>野上川</td></tr> <tr><td>李田橋</td><td>22.9m</td><td>野上川</td></tr> <tr><td>畑池橋</td><td>26.0m</td><td>野上川</td></tr> <tr><td>柳橋</td><td>34.6m</td><td>野上川</td></tr> <tr><td>中島橋</td><td>27.8m</td><td>野上川</td></tr> <tr><td>三部橋</td><td>29.6m</td><td>野上川</td></tr> <tr><td>父原橋</td><td>35.6m</td><td>野上川</td></tr> <tr><td>昭和橋</td><td>75.6m</td><td>日野川</td></tr> <tr><td>岩崎橋</td><td>36.8m</td><td>野上川</td></tr> <tr><td>大平原橋</td><td>54.2m</td><td>米子道</td></tr> <tr><td>福永橋</td><td>23.9m</td><td>福永川</td></tr> <tr><td>山陰橋</td><td>29.8m</td><td>大江川</td></tr> <tr><td>登山橋</td><td>63.6m</td><td>大江川</td></tr> <tr><td>楽楽福橋</td><td>150.0m</td><td>日野川</td></tr> </table>	畑中橋	22.8m	野上川	李田橋	22.9m	野上川	畑池橋	26.0m	野上川	柳橋	34.6m	野上川	中島橋	27.8m	野上川	三部橋	29.6m	野上川	父原橋	35.6m	野上川	昭和橋	75.6m	日野川	岩崎橋	36.8m	野上川	大平原橋	54.2m	米子道	福永橋	23.9m	福永川	山陰橋	29.8m	大江川	登山橋	63.6m	大江川	楽楽福橋	150.0m	日野川	<p>・橋梁維持補修等は必要に応じて行う。</p> <p>・街灯については、岸本町では、土木費で予算を組んでいる。溝口町は企画課で支払いをしている。</p> <p>・岸本町は、地元管理の長大橋がある。</p>	<p>合併後に溝口の例により一元化する。(町管理とする。)</p> <p>〔岸本町の地元管理の橋については補助事業の廃止に伴い町管理とする〕</p>	
屋敷橋	24.65m	別所川																																																																					
岸本橋	38.85m	米子道																																																																					
真野橋	46.6m	米子道																																																																					
真野橋	30.8m	別所川																																																																					
真野上橋	34.1m	岸溝農免																																																																					
三軒茶屋橋	16.6m	清山川																																																																					
清水橋	21.65m	別所川																																																																					
三和橋	116.5m	日野川																																																																					
畑中橋	22.8m	野上川																																																																					
李田橋	22.9m	野上川																																																																					
畑池橋	26.0m	野上川																																																																					
柳橋	34.6m	野上川																																																																					
中島橋	27.8m	野上川																																																																					
三部橋	29.6m	野上川																																																																					
父原橋	35.6m	野上川																																																																					
昭和橋	75.6m	日野川																																																																					
岩崎橋	36.8m	野上川																																																																					
大平原橋	54.2m	米子道																																																																					
福永橋	23.9m	福永川																																																																					
山陰橋	29.8m	大江川																																																																					
登山橋	63.6m	大江川																																																																					
楽楽福橋	150.0m	日野川																																																																					

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							幹事長報告事項		
専門部会名	建設水道部会		責任者	小村 恵吾	ワーキンググループ名	土木建設事業		責任者	伊澤靖成
合併協定項目	各種事務事業の取扱い			25-31土木建設事業			備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点			調整方法			
3	<p><b>工事の入札、契約</b> 公共工事の構成適正化を図ることを目的とする。 250万円以上の公共工事を公表し、入札結果も公表している。</p> <p>下記の流れで入札を行う</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 起工</li> <li>2. 指名審査委員会で指名業者を選定 (メンバーは助役、総務課長、建設水道課長、産業観光課長、担当課長)</li> <li>3. 予定価格の設定(500万以上は町長、200万以上500万未満は助役)</li> <li>4. 指名通知(予定価格を公開、委託は除く。)</li> <li>5. 業者、工事設計書金抜きを閲覧</li> <li>6. 入札</li> <li>7. 契約保証金等を預かってから契約(5000万以上は仮契約、議会の議決を経てから本契約)</li> <li>8. 前払金は30%以内としている。</li> </ol>	<p><b>工事の入札、契約</b> 公共工事の構成適正化を図ることを目的とする。 公共工事を公表し、入札結果も公表している</p> <p>下記の流れで入札を行う</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 起工</li> <li>2. 予定価格の設定(公開していない)</li> <li>3. 指名通知</li> <li>4. 業者、工事設計書金抜きを閲覧</li> <li>5. 入札</li> <li>6. 契約保証金等を預かってから契約(5000万以上は仮契約、議会の議決を経てから本契約)</li> <li>7. 前払金は40%以内としている。</li> </ol>	<p>岸本町は予定価格を公表しているが、溝口町は公表していない。 前払金について、溝口町は40%、岸本町は30%としている。</p>			<p>岸本町の例による。 ただし前払金については、溝口町の例による。 ・予定価格は公表、指名審査委員会を設置 ・建設工事執行規則は岸本町の例による。 ・予定価格の設定は新町財務規則による。</p>			
4	<p><b>町有施設関係工事事務に関すること</b> 様々な町有施設の整備・修繕等を行う。 工事実施の流れ</p> <p>施設管理担当課で起工し、建設水道課(産業観光課分は除く)で入札～検査までを行う(建築工事など検査を委託する場合もある)。</p>	<p><b>町有施設関係工事事務に関すること</b> 様々な町有施設の修繕等を行う。 工事実施の流れ</p> <p>施設管理担当課において全ての事務を行う。</p>	<p>岸本町では建設水道課と産業観光課で工事の執行関係をほぼ全て行っているが、溝口町では、担当課で全ての事務を行っている。</p>			<p>溝口町の例によるものとする。</p>			

行政現況調書調整一覧表							幹事長専決事項															
専門部会名	産業経済部会	責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	農林水産事業	責任者	谷口 仁志															
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い		25 - 32 農林水産事業	備考																	
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点	調整方法																	
1	<p><b>イノシシ等被害防止対策事業</b>                      【目的】                      イノシシ、カラス、ヌートリアなどの鳥獣からの農作物被害防止対策や捕獲事業に対する事業を実施する。                      【内容等】                      イノシシ等被害防止対策事業補助金                      有害鳥獣捕獲実施事業のため、猟友会岸本支部は鳥取西部農業協同組合と委託契約を交わされている。町は、その事業主体である鳥取西部農業協同組合に対して補助金を交付している。                      【内訳】                      ・総事業費 600,000円                      ・県補助金 200,000円(1/3)                      ・町補助金 200,000円(1/3)                      計 400,000円を補助金として支出                      イノシシ捕獲奨励金                      イノシシ1頭捕獲につき、10,000円を捕獲奨励金として猟友会岸本支部に交付する。                      【内訳】 イノシシ1頭につき 【実績】                      ・県補助金 5,000円(1/2) 12年度・・・0頭                      ・町補助金 5,000円(1/2) 13年度・・・1頭                      14年度・・・3頭</p>	<p><b>イノシシ等被害防止対策事業</b>                      【目的】                      イノシシ、カラス、ヌートリアなどの鳥獣からの農作物被害防止対策や捕獲事業に対する事業を実施する。                      【内容等】                      イノシシ等被害防止対策事業補助金                      有害鳥獣捕獲事業...事業主体：町 猟友会駆除班に対する駆除委託料等                      駆除委託料645,000円×2組織                      イノシシ捕獲柵設置事業...事業主体：町                      イノシシの捕獲柵の設置(管理主体は地元)                      捕獲柵管理委託数25基(維持管理経費は町費)                      1基当たり38,700円                      イノシシ侵入防止柵設置事業...事業主体：農協                      各個人が設置したイノシシ侵入防止柵に対する補助                      1,716,000円                      イノシシ捕獲奨励金...事業主体：有害鳥獣駆除班                      捕獲したイノシシ1頭につき1万円(町・県各5千円)の奨励金                      と は別の事業であり委託料の額と捕獲奨励金は無関係。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>捕獲実績</th> <th>わな</th> <th>柵</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12年度 39頭</td> <td>12</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>13年度 29頭</td> <td>7</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>14年度 35頭</td> <td>10</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>15年度 29頭</td> <td>12</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table> わなでの捕獲が駆除班の捕獲頭数		捕獲実績	わな	柵	12年度 39頭	12	27	13年度 29頭	7	22	14年度 35頭	10	25	15年度 29頭	12	17	<p>岸本町は、捕獲事業と捕獲奨励金事業にのみ取り組んでいる。                      溝口町は、捕獲事業、捕獲柵設置事業、侵入防止柵設置事業、捕獲奨励金事業に取り組んでいる。                      ・また、捕獲事業の実施方法の違いがある。溝口町...駆除班2班と委託契約を結び委託料支払う。                      2班×645,000円=1,290,000円                      岸本町...農協が猟友会と委託契約を結び委託料を支払う。                      農協へ補助金400,000円</p>	<p>合併時に一元化する                      ・の事業は、岸本町の例による。                      ・、の事業は、溝口町の例による。</p>		
捕獲実績	わな	柵																				
12年度 39頭	12	27																				
13年度 29頭	7	22																				
14年度 35頭	10	25																				
15年度 29頭	12	17																				

幹事長専決事項	
責任者	大橋 収

専門部会名	産業経済部会	責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	商工業事業	責任者	大橋 収												
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	25 - 33 商工業事業	備考															
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点	調整方法															
1	<p><b>岸本町経済交流事業</b>                      【目的】                      大和ハウス別荘オーナーと町内の代表者との交流会及び懇親会を開催し、町の発展に資する。                      【内容等】                      期日 例年10月下旬                      場所 交流会 近隣観光施設                      懇親会 大山ロイヤルホテル                      内容 交流会 ・親睦ゴルフ大会                      ・ガーデニング教室                      ・バター作り教室                      ・陶芸教室                      ・大山自然の森ウォーク                      参加者 約180名(町側:役場・町議会議員・町内企業等)                      主催 岸本町・大和ハウス工業株式会社                      12年度は、鳥取県西部地震のため中止した。</p>			岸本町のみ事業を実施している。	岸本町の例により、新町に引き継ぐ。														
2		<p><b>商工振興一般</b>                      【目的】                      商工センターのバス待合室トイレを清掃し、常に清潔を保つ                      【内容等】                      商工センターバス待合室トイレ清掃員賃金                      週3回実施 2,000円/回</p>		溝口町のみ実施している。	現行どおり新町に引き継ぐ														
3	<p><b>小口融資事業</b>                      【目的】                      町内中小企業者が金融機関から融資を受ける際に、町が融資必要な財政資金を保証原資として鳥取県信用保証協会に貸し付けることにより、低利・長期の融資を実現し、中小企業者への融資を円滑化し、経営安定を図る。                      【内容等】                      小口融資                      ・預託先 鳥取県信用保証協会                      ・預託金額 一般小口 10,000千円                      ・預託期間 1年                      ・保証債務限度額                      平成15年度以降については預託金の7.2倍の額、それ以前については9倍の額を信用保証協会が保証する。                      ・融資要件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資金名</th> <th>貸付対象</th> <th>貸付限度額</th> <th>貸付期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小口融資(一般)</td> <td>設備</td> <td>15,000千円</td> <td>7年以内</td> </tr> <tr> <td>運転</td> <td>15,000千円</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td>小口融資等特別資金</td> <td>設備・運転</td> <td>15,000千円</td> <td>10年以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>・融資金融機関及び預託金の配分                      山陰合同銀行 岸本支店 5,000円                      鳥取銀行 岸本支店 5,000円                      事務内容                      鳥取県信用保証協会への小口融資の預託(毎年4月1日)と回収(3月31)。                      審査協議会の開催及び貸付決定通知等の事務。</p>	資金名	貸付対象	貸付限度額	貸付期間	小口融資(一般)	設備	15,000千円	7年以内	運転	15,000千円	5年以内	小口融資等特別資金	設備・運転	15,000千円	10年以内	<p><b>小口融資事業</b>                      【目的】                      町内中小企業者が金融機関から融資を受ける際に、町が融資必要な財政資金を保証原資として鳥取県信用保証協会に貸し付けることにより、低利・長期の融資を実現し、中小企業者への融資を円滑化し、経営安定を図る。                      【内容等】                      小口融資                      ・預託先 鳥取県信用保証協会                      ・預託金額 一般小口 30,000千円                      同和小口 5,000千円                      ・預託期間 1年                      設備資金                      ・預託先 米子信用金庫溝口支店                      ・預託金額 947千円                      ・預託期間 1年                      事務内容                      鳥取県信用保証協会、米子信用金庫溝口支店への小口融資、設備資金の預託(毎年4月1日)と回収(3月31)。審査協議会の開催及び貸付決定通知等の事務。</p>	<p>・中小企業小口融資は両町で実施しているが、同和地区中小企業特別融資、中小企業設備資金貸付については溝口町の実施である。また、融資の限度額や期間等に違いがあることから要綱・基準の見直しが必要である。                      ・岸本町、溝口町ともに山陰合同銀行及び鳥取銀行の各町の支店・出張所を融資金融機関としているが、溝口町では、この他に米子信用金庫溝口支店も融資金融機関となっている。                      ・両町の鳥取信用保証協会への預託金額金融機関への預託金の配分額に違いがある。</p>	<p>合併後に一元化する。                      ・当面現行どおりとし、平成17年度から新たな契約を行い一元化する。</p>
資金名	貸付対象	貸付限度額	貸付期間																
小口融資(一般)	設備	15,000千円	7年以内																
	運転	15,000千円	5年以内																
小口融資等特別資金	設備・運転	15,000千円	10年以内																

行政現況調査調整一覧表							幹事長専決事項		
専門部会名	産業経済部会		責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	商工業事業		責任者	大橋 収
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 33 商工業事業		備考			
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点	調整方法			
4	ふるさと産業規模拡大事業 【目標】 既存事業拡大に伴う設備導入等に対して支援し、町内のふるさと産業(陶磁器、竹工、酒造、菓子、木製家具、建具、クラフト)の振興を図ることを目的とする。 【内容等】 下表の掲げる補助対象事業費の額に2分の1を乗じて得た額の範囲内において、町長が別に定めた額を補助金として交付する。				・岸本町のみ実施している。	岸本町の例により、新町に引き継ぐ。			
	補助事業	事業実施主体	補助対象経費						
			区分	内容					
	生産ラインや販売所の拡充や整備など既存事業拡大のための設備導入(ただし、販売所は製造所と同じ敷地内にあるもの又は隣接するものに限る。)	県内ふるさと産業(陶磁器、竹工、酒造、菓子、木製家具、建具、クラフト)の事業者(製造又は製造・販売を行う事業者。製造はせず販売のみ行う事業者は除く。)	謝金	専門家謝金					
		旅費	専門家旅費						
		庁費	機械装置・工具器具購入費、什器購入費、製造・改良・据付け又は修繕に要する経費、外注加工費、当該設備導入に関わる構築物の工事費(設計料を含む。)						
		委託費	規模拡大事業の一部を委託する経費						

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							幹事長専決事項	
専門部会名	産業経済部会	責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	観光事業	責任者	安達 広典	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い		25 - 34 観光事業	備考			
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点	調整方法			
1	<p><b>花いっぱい運動</b></p> <p>【目的】 町内の景観形成を図り、うらおいのある美しいまちづくりを推進するため、ポット苗を配布し、町を花でいっぱいにする。また、町内の花卉農家の育成を図る。</p> <p>【内容等】 配布時期 5月、10月 配布場所 全集落</p> <p>配布数 5月 4,000本 (ペチュニア、ペゴニアセンバ、インパチェンス、ピンカ) 購入先 J A岸本町支所花卉部会</p> <p>町が、集落に配布しており、2班(車2台)で半日を要する。</p> <p>単独町費</p>			<p>・岸本町のみのものである。</p> <p>・配布方法に検討を要する。</p> <p>・溝口町に配布した場合、溝口町は70集落、14ヶ所の施設(学校、公民館、保育園等)があり、配布に日数を要する。経費を計算すると、750千円(@50円×15,000本)になる。よって岸本町、溝口町あわせて1,150千円の経費を要する。</p>	<p>・岸本町の例により、新町に引き継ぐ。</p> <p>・配布方法については、合併後検討して定める。</p>			
2	<p><b>大山冬季対策事業</b></p> <p>【内容等】</p> <p>案内看板設置 ・看板設置箇所 岸本町丸山大山ガーデンプレイス周辺ほか・・・5箇所</p> <p>・看板設置機関 スキー場のオープン・クローズに合わせて、12月から 3月下旬まで。</p> <p>・平成13年に作成した看板(木製)を業者委託により設置している。 (固定用部材である杭等は毎年交換)</p> <p>大山冬季対策協力金 ・協力金 ペンション等の規模の宿泊施設1件当たり 4,500円 15年度納付額：4,500円×22件+45,000円×1件 = 144,000円</p>			<p>・岸本町のみのものである。</p>	<p>現行どおり新町に引き継ぐ。</p>			

行政現況調書調整一覧表							幹事長専決事項																	
専門部会名	産業経済部会		責任者	梅原 久義		ワーキンググループ名	観光事業																	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い		25 - 34 観光事業		備考																	
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点		調整方法																	
3	<p><b>観光施設管理事業</b> 【目的】 岸本町には、別所川渓流植物園、交流の森、ふれあいの森、テニスコート等の観光施設があり、それらの維持管理を行い、観光事業の推進を図る。 【内容等】 観光施設管理委託料 別所川渓流植物園・ふれあいの森・交流の森、テニスコートの維持管理を委託する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観光施設</th> <th>委託先</th> <th>委託金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別所川渓流植物園</td> <td>岸本町地域振興株式会社</td> <td>2,000,000円</td> </tr> <tr> <td>ふれあいの森</td> <td rowspan="2">丸山生産森林組合</td> <td rowspan="2">2,500,000円</td> </tr> <tr> <td>交流の森</td> </tr> <tr> <td>テニスコート</td> <td>岸本町地域振興株式会社</td> <td>4,000,000円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>8,500,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成14年度決算額) その他施設管理経費 297,000 円 (トイレ等消耗品、電気水道代、施設修繕料、し尿汲取代等) 使用料(ふれあいの森キャンプ場) 17,100 円</p>		観光施設	委託先	委託金額	別所川渓流植物園	岸本町地域振興株式会社	2,000,000円	ふれあいの森	丸山生産森林組合	2,500,000円	交流の森	テニスコート	岸本町地域振興株式会社	4,000,000円	計		8,500,000円	該当なし		岸本町のみで実施している。		岸本町の例により、新町に引き継ぐ。	
観光施設	委託先	委託金額																						
別所川渓流植物園	岸本町地域振興株式会社	2,000,000円																						
ふれあいの森	丸山生産森林組合	2,500,000円																						
交流の森																								
テニスコート	岸本町地域振興株式会社	4,000,000円																						
計		8,500,000円																						
4	該当なし。		<p><b>フィールドステーション管理事業</b> 【目的】 本施設は、溝口町を代表する観光地「榎水高原」の拠点施設であり、観光案内所として重要な機能を持つ施設である。会議室、視聴覚室もあり各種会合等での利用価値も高い。また、スキーシーズンには多くのスキーヤーたちが訪れる無料休憩所としての機能もあり、施設の維持管理に努めるものである。 【内容等】 ・地方自治法第244条の2第3項の規定によりフィールドステーションの管理を(財)溝口町観光開発事業団に委託している。 【14年度】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>保険料</td> <td>114,000円</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>7,545,000円</td> </tr> <tr> <td>(機器等保守委託)</td> <td>(1,264,000円)</td> </tr> <tr> <td>(施設運営、管理委託)</td> <td>(6,281,000円)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7,659,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(概要) ・保険料・・・火災保険、自動車損害保険、賠償保険 ・委託料 機器等保守委託・浄化槽、消防設備、ボイラー、エレベーター 施設運営、管理委託・・・観光開発事業団への委託料</p>		保険料	114,000円	委託料	7,545,000円	(機器等保守委託)	(1,264,000円)	(施設運営、管理委託)	(6,281,000円)	計	7,659,000円	なし		溝口町の例により、新町に引き継ぐ。							
保険料	114,000円																							
委託料	7,545,000円																							
(機器等保守委託)	(1,264,000円)																							
(施設運営、管理委託)	(6,281,000円)																							
計	7,659,000円																							

行政現況調書調整一覧表							幹事長専決事項	
専門部会名	産業経済部会		責任者	梅原 久義		ワーキンググループ名	観光事業	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い		25 - 34 観光事業		備考	
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点		調整方法	
5	<p><b>岸本町観光協会補助金</b></p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>岸本町の観光事業の健全なる発展を期するため、観光資源の開発と整備並びに宣伝をして観光客を誘致する共に、一般住民の健全なる娯楽の場所をつくることを目的とする岸本町観光協会の支援</li> </ul> <p>【構成員】</p> <p>会員 ・第1種会員(団体及び会社、組合) ・第2種会員(個人)</p> <p>会員数 40</p> <p>会費 1種 10,000円 2種 4,000円</p> <p>【活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と協力して国立公園大山の充実を図ると共に岸本町地内の観光地を積極的に開発して、これを紹介宣伝する。</li> <li>観光施設の計画と事業の促進。</li> <li>観光土産品の改善指導。</li> <li>観光客誘致のための宣伝。</li> <li>その他本会の目的を達成するための必要な事業。</li> </ul> <p>【支援内容】</p> <p>岸本町観光協会に対して、町補助金2,500千円を交付している。 (うち、2,000千円は観光案内所の人件費として岸本町地域振興株式会社に支払われている。商工会の運営費補助としては500千円) 町産業観光課が、岸本町観光協会事務局をしている。</p>		<p><b>溝口町観光協会の会費</b></p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>溝口町の観光事業の健全なる発展を期するため、観光資源の開発と整備並びに宣伝をして観光客を誘致する共に、一般住民の健全なる娯楽の場所をつくることを目的とする溝口町観光協会の支援</li> </ul> <p>【構成員】</p> <p>会員 ・第1種会員(団体及び会社、組合) ・第2種会員(個人)</p> <p>会員数 48</p> <p>会費は、1口1,000円</p> <p>【活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と協力して国立公園大山の充実を図ると共に溝口町地内の観光地を積極的に開発して、これを紹介宣伝する。</li> <li>観光客誘致のための宣伝。</li> <li>その他本会の目的を達成するための必要な事業。</li> </ul> <p>【支援内容】</p> <p>溝口町観光協会に対して、町補助金を交付していないが、会員として256千円を負担している。 町企画課が溝口町観光協会事務局をしている。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>事務局の相違 岸本町：産業観光課 溝口町：企画課</li> <li>町との関係で、補助金、会費の相違 岸本町：補助金 溝口町：会費</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>合併時に一元化する。</li> <li>町からの財政支援のあり方については、合併までに観光協会と協議して定める。</li> </ul>	

行政現況調書調整一覧表							幹事長専決事項	
専門部会名	教育部会	責任者	藤井 好文	ワーキンググループ名	学校教育事業	責任者	相見 厚	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	25 - 38 学校給食事業	備考				
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点	調整方法				
1	<p><b>岸本町学校給食共同調理場運営委員会</b></p> <p>【目的】 学校給食共同調理場の運営に関する重要な事項の審議並びにこれらに必要な調査研究等を行うとともに、教育委員会に助言することを目的とする。</p> <p>《内容等》 【委員等の構成】 教育委員5名 学校長3名 校医及び薬剤師4名 各学校PTA会長3名 所長1名 学校栄養職員1名 学識経験者1名 各学校給食幹事3名 計21名</p> <p>【活動内容】 施設、設備等の改善に関すること 献立並びに調理に関すること 物資の購入に関すること 給食費並びにその他の会計に関すること 学校給食の調査研究に関すること その他、運営の一般に関すること</p> <p>委員会：年1回以上開催 任期：1年（平成15年4月1日～平成16年3月31日）</p>	<p><b>溝口町学校給食会</b></p> <p>【目的】 学校給食の振興並びに運営の合理化を図り、心身とも健全な児童生徒の育成に寄与することを目的とする。</p> <p>《内容等》 【委員等の構成】 役員 会長1名（教育委員）副会長2名（学校長・PTA会長） 理事若干名（教育委員・学校長・PTA会長・所長） 監事2名（教育委員・PTA） 計19名</p> <p>【活動内容】 学校給食の研究並びに振興に関すること 栄養並びに衛生指導に関すること 給食関係者の資質の向上並びに福祉厚生に関すること その他本会の目的達成のために必要なこと 教育委員会の委託事業 物資の調達・保管経理等に関すること 給食費の徴収に関すること</p> <p>給食会：年1回以上開催 任期：1年（平成15年4月1日～平成16年3月31日）</p>	<p>両町で委員会等の構成・事業内容が異なっている。</p>	<p>○現行どおり新町に引継ぎ、合併後の早い時期に一元化する。</p>				

行政現況調書調整一覧表							幹事長専決事項	
専門部会名	教育文化部会	責任者	藤井好文	ワーキンググループ名	社会教育事業	責任者	大下 修一	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	25 - 39 社会教育事業	備考				
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点		調整方法		
1	<p><b>公民館教室</b></p> <p>【目的】 公民館教室の活動をとおして、住民相互のふれあいを深め、自身の趣味や教養を深め、文化意識の高揚を図るものである。公民館は場所の提供と利用調整を行う。</p> <p>【内容等】</p> <p>1 種目 書道・生花 ・生花 ・編物 ・編物 ・ビデオ・大正琴 ・大正琴 ・森と泉の里合唱団・歌唱クラブ・パッチワーク同好会・やさしいヨーガ・押し花の会・フラワーアレンジメント・なぎなたクラブ・舞踊・銭太鼓同好会・写真・3B体操・水墨画・俳句・郷土史・大正琴シニア・社交ダンス・陶芸 計25教室</p> <p>2 助成額 平成12年度に岸本町補助金交付要綱を見直した際に公民館教室への助成は廃止した。</p>	<p><b>同好会活動</b></p> <p>【目的】 公民館同好会の活動に助成し、住民相互のふれあいを深め、町民の文化活動の振興を図る。</p> <p>【内容等】</p> <p>1 種目 囲碁・ヨガ・銭太鼓・傘踊り・ちぎり絵・カラオケ・古文書を読む会・ソーシャルダンス・ふるさと散歩の会・コーラス・茶道・編み物・菊作り・ゲートボール・短歌・俳句・川柳・陶芸・籐細工・水墨画 計20種目</p> <p>2 助成額 1種目当たり10千円 ただし活動状況に応じて増減することがある。</p> <p>(中央公民館、日光公民館、二部公民館を含む)</p> <p>平成15年度 決算額 200千円</p>	<p>1 活動に対する助成の有無に相違があり、不均衡を是正する必要がある。</p> <p>2 岸本町では助成を廃止してから4年になるが、会費を徴収するなど自主的に運営がされている。</p> <p>3 活動そのものを一元化することは困難であり、現行どおりとする。</p>	<p>活動については、現行どおり新町に引き継ぐ。</p> <p>助成金の取扱いについては、合併後(平成17年度)に一元化し、公民館事業で対応するよう検討する。</p>				

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							幹事長専決事項	
専門部会名	教育部会	責任者	藤井 好文	ワーキンググループ名	社会教育事業	責任者	大下 修一	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	25 - 39 社会教育事業	備考				
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点	調整方法				
2	<p>教育文化会館管理運営事業</p> <p>【目的】 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項に基づき、設置する。本町において教育文化会館は生涯学習の核となる施設の1つであり、広く町民に快適に使用してもらうため施設管理を行う。</p> <p>【内容等】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 名称：岸本町教育文化会館</li> <li>2 所在地：岸本町吉長37番地3</li> <li>3 設置年月日：昭和60年5月1日</li> <li>4 建築年月日：昭和33年1月21日（旧岸本中校舎として竣工）</li> <li>5 改築年月日：昭和61年3月28日</li> <li>6 構造：鉄筋コンクリート延床面積：963m<sup>2</sup></li> <li>7 主な管理内容 施設管理委託 消防用設備保守委託 浄化槽保守管理委託 清掃委託</li> <li>8 主な利用者 尾高井手土地改良区 書道教室 （施設管理を委託 委託料@15,000円/月）人形劇団 財団法人鳥取県情報センター西部研修所 スポーツ少年団 埋蔵文化財調査室・倉庫 その他社会教育団体 珠算教室</li> </ol>		なし。	教育文化会館は合併時に廃止し、教育財産の用途を廃止する。廃止後は庁舎の付属施設とする。				

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							幹事長専決事項													
専門部会名	教育部会	責任者	藤井 好文	ワーキンググループ名	社会教育事業	責任者	大下 修一													
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	25 - 39 社会教育事業	備考																
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点	調整方法																
3	<p>公民館管理事業(図書室)</p> <p>【目的】 生涯学習の拠点施設である公民館において、図書を充実させることで町民の自発的学習意欲を支援し、豊かで明るい生活の形成に寄与する。</p> <p>【内容等】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>開館時間 公民館の開館時間と同じ</li> <li>職員体制 公民館の職員体制と同じ</li> <li>規模及び特徴 図書室床面積48㎡ 蔵書14,879冊 開架14,774冊 読み聞かせ(おはなしのもり)毎週水曜日(長期休業中は除く)</li> <li>事業費内訳 公民館管理事業に公民館図書購入費を計上している。 公民館図書司書業務として臨時職員を雇用している。 下記決算額等は図書購入費のみの額である。</li> </ol> <p>【決算額実績等】</p> <table border="0"> <tr> <td>平成12年度決算額</td> <td>1,000千円(図書のみ、賃金は別途150万円程度)</td> </tr> <tr> <td>平成13年度決算額</td> <td>1,500千円( " )</td> </tr> <tr> <td>平成14年度決算額</td> <td>2,000千円( " )</td> </tr> <tr> <td>平成15年度予算額</td> <td>2,000千円( " )</td> </tr> </table>	平成12年度決算額	1,000千円(図書のみ、賃金は別途150万円程度)	平成13年度決算額	1,500千円( " )	平成14年度決算額	2,000千円( " )	平成15年度予算額	2,000千円( " )	<p>図書館管理事業</p> <p>【目的】 生涯学習の拠点施設である公民館において、図書を充実させることで町民の自発的学習意欲を支援し、豊かで明るい生活の形成に寄与する。</p> <p>【内容等】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>開館時間 火曜日～日曜日(9:30～19:00)ただし土日曜日が17:00まで閉館日(月曜日・月末・年末年始)</li> <li>職員体制 館長(教育長兼務)業務員1名 臨時職員2名</li> <li>規模及び特徴 中央公民館床面積242㎡ 平成14年10月に竣工した生涯学習の拠点施設。 蔵書20,000冊 開架17,300冊 お話し会(月2回) 長期休業の特別行事 ブックスタート支援 ビデオ鑑賞会 親子のあそび教室支援</li> <li>事業費内訳 職員賃金 備品購入費 その他管理費</li> </ol> <p>【決算額実績等】</p> <table border="0"> <tr> <td>平成12年度決算額</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平成13年度決算額</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平成14年度決算額</td> <td>33,464千円(図書700万円、備品、賃金等 )</td> </tr> <tr> <td>平成15年度予算額</td> <td>11,541千円(図書800万円、賃金等 )</td> </tr> </table>	平成12年度決算額	0	平成13年度決算額	0	平成14年度決算額	33,464千円(図書700万円、備品、賃金等 )	平成15年度予算額	11,541千円(図書800万円、賃金等 )	なし。	現行どおり新町に引き継ぐ。
平成12年度決算額	1,000千円(図書のみ、賃金は別途150万円程度)																			
平成13年度決算額	1,500千円( " )																			
平成14年度決算額	2,000千円( " )																			
平成15年度予算額	2,000千円( " )																			
平成12年度決算額	0																			
平成13年度決算額	0																			
平成14年度決算額	33,464千円(図書700万円、備品、賃金等 )																			
平成15年度予算額	11,541千円(図書800万円、賃金等 )																			

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							幹事長専決事項		
専門部会名	教育部会		責任者	藤井 好文	ワーキンググループ名	社会体育事業		責任者	中島 寛
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 40 社会体育事業		備考			
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点		調整方法		
1	<p>西伯郡民体育大会・県民スポレク大会 【目的】 西伯郡民体育大会参加 県民スポレクの参加 【内容等】 西伯郡民体育大会 1 陸上競技 会場 名和町総合運動公園陸上競技場 選手輸送 小学生：町で大型バス借上げ（参加人数約50名） 中学生：町マイクロバス 一般：各個人・団体で参加 交通費は体育協会予算 2 その他の競技 交通費：体育協会予算 昼食費：参加者負担 県民スポレク大会 1 郡の代表選手・団体 旅費：西伯郡体育協会支給 2 オープン参加種目 各自及び各団体で自由参加</p>		<p>日野郡民体育大会・県民スポレク大会 【目的】 日野郡民体育大会参加 県民スポレクの参加 【内容等】 日野郡民体育大会 1 陸上競技 会場 日野郡4町持ち回り（H12日野町 H13江府町 H14溝口町 H15日南町） 選手輸送 小学生：町マイクロバス 中学生：町マイクロバス マイクロバスに乗れない場合、体育協会でバスで借上げ。 一般：自家用車借上 体育協会予算 2 その他の競技 交通費：体育協会予算 昼食費：体育協会予算 県民スポレク大会 1 郡の代表選手・団体 旅費：町体育協会支給 陸上・水泳（小中学生）：町マイクロバス マイクロバスに乗れない場合、体育協会でバスで借上げ。 2 オープン参加種目 旅費：町体育協会支給</p>		<p>両町で郡民体育大会及び県民スポレク大会参加選手の輸送方法及び旅費、昼食費の支給が異なっている。</p>		<p>郡の所属が決定した後新たに定める。</p>		
2	<p>社会体育施設の管理運営に関すること 【目的】 社会体育施設の運営及び維持管理を図る。 【内容等】 町民グラウンド・クラブハウス（教育委員会管理） 町民グラウンド（S47.8竣工 11,200㎡ 照明灯6基） 体育クラブハウス（H9.3竣工 鉄骨平屋建 延床面積200㎡） 武道館（教育委員会管理） （H6.1竣工 鉄骨平屋建 延床面積554㎡） 柔道場1面 剣道場1面 総合スポーツ公園（町スポーツ振興事業団に管理委託） 体育館（H6.6竣工 1,834㎡） プール（H6.6竣工 400㎡） 多目的グラウンド（H6.6竣工 12,000㎡） ラグビー場（H7.4竣工 17,400㎡） 野球場（H7.11竣工 23,500㎡） グラウンドゴルフ場（H13.10竣工 5,600㎡） ゲートボール場（H6.6竣工 2,900㎡） （参考）町民体育館（町スポーツ振興事業団所有） （S56.3竣工 鉄筋コンクリート一部2階建 延床面積2,298㎡）</p>		<p>社会体育施設の管理運営に関すること 【目的】 社会体育施設の運営及び維持管理を図る。 【内容等】 町民体育館（教育委員会管理） （S57.3竣工 鉄筋コンクリート一部2階建 延床面積3,204㎡） 武道館（教育委員会管理） （H12.4竣工 鉄骨平屋建 延床面積779㎡） 柔道場1面 剣道場1面 農村広場（教育委員会管理） （H2.8竣工 8,050㎡） 日光小学校グラウンドとして利用</p>		<p>なし。</p>		<p>現行どおり新町に引き継ぐ。</p>		

専門部会名	教育部会	責任者	藤井 好文	ワーキンググループ名	文化振興事業	責任者	長谷川 さずか																					
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 41 文化振興事業		備考																						
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点	調整方法																							
1		<p><b>鬼の館イベント事業</b></p> <p>【目的】 町内の身近なホールで音楽・芸能など様々なジャンルのイベントを開催し町民に生の芸術を提供する。</p> <p>【内容等】 音楽系コンサートを中心に多様なニーズに対応して、幅広いジャンルのイベントを開催する。</p> <p>H15年度実績 (千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>イベント名</th> <th>実施日</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏休み子供ショー-ハッピー・ウイング</td> <td>H15.7.27</td> <td>845</td> </tr> <tr> <td>アカペラコンサート</td> <td>H15.9.20</td> <td>1,184</td> </tr> <tr> <td>町民吹奏楽祭</td> <td>H15.11.16</td> <td>266</td> </tr> <tr> <td>町民ミュージカル</td> <td>H16.3.7</td> <td>3,178</td> </tr> <tr> <td>演歌コンサート(長山洋子)</td> <td>H16.3.14</td> <td>6,500</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>11,973</td> </tr> </tbody> </table> <p>【財源内訳】 ・県支出金 1,545千円・入場料 3,345千円・一般会計 7,083千円</p>		イベント名	実施日	事業費	夏休み子供ショー-ハッピー・ウイング	H15.7.27	845	アカペラコンサート	H15.9.20	1,184	町民吹奏楽祭	H15.11.16	266	町民ミュージカル	H16.3.7	3,178	演歌コンサート(長山洋子)	H16.3.14	6,500	合 計		11,973	<p>・現在、町が実施主体となって鬼の館イベント(町民ミュージカル等)を実施している。</p>	<p>・溝口町の例により新町に引き継ぐ。 ・イベント内容については新町で検討する。</p>		
イベント名	実施日	事業費																										
夏休み子供ショー-ハッピー・ウイング	H15.7.27	845																										
アカペラコンサート	H15.9.20	1,184																										
町民吹奏楽祭	H15.11.16	266																										
町民ミュージカル	H16.3.7	3,178																										
演歌コンサート(長山洋子)	H16.3.14	6,500																										
合 計		11,973																										

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							幹事長専決事項		
専門部会名	総務部会		責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名	財産の取扱い		責任者	井澤宏和
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	42 その他			備考		
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法	
1	<p>宿日直 職員勤務時間外の庁舎の監視及び電話の対応をする。 火災や震災の初期連絡を行う。 死亡届のあずかり、埋・火葬許可書の発行を行う。 水道、下水処理施設、道路などの緊急連絡に対し、担当者に連絡する。 日直・宿直業務とも南部広域シルバー人材センターに委託</p> <p>日直の勤務時間 土・日・祝日・年末年始 午前8時30分から午後5時15分</p> <p>宿直の勤務時間 午後5時15分から午前8時30分</p>		<p>宿日直 職員勤務時間外の庁舎の監視及び電話の対応をする。 火災や震災の初期連絡を行う。 死亡届のあずかり、埋・火葬許可書の発行を行う。 水道、下水処理施設、道路などの緊急連絡に対し、担当者に連絡する。 日直業務は課長補佐以下の庁舎勤務職員等があたる。</p> <p>日直の勤務時間 日・祝日・年末年始 午前8時30分から午後5時15分 土 午前8時30分から午後12時 日直 1回4200円 年末年始8400円 土曜2100円(午前中のみ)</p> <p>宿直の勤務時間 午後5時15分～午前8時30分 土曜日 午後12時～午前8時30分</p>		<p>1 岸本町は宿日直を全て委託、溝口町は日直業務は職員が対応し、宿直業務は委託している。</p> <p>2 分庁舎の宿日直業務については実態に合わせ対応を検討する。</p>			<p>合併時に新たに定める。</p> <p>本庁舎は宿日直ともシルバー人材センターに依頼。 分庁舎は宿日直とも警備委託方式で行う。</p>	
2	<p>庁内電話の管理 庁内電話設備保守委託</p> <p>1 委託業者 日海通信工業株式会社米子営業所 2 委託料 年間378,000円 3 電話の設置台数 72台 4 マイライン NTTコミュニケーションズ 5 ダイヤルインの有無 有</p>		<p>庁内電話の管理 庁内電話設備保守</p> <p>1 保守業者 NTT 2 保守料金 修繕等発生時に随時 3 電話の設置台数 76台 4 マイライン NTTコミュニケーションズ 5 ダイヤルインの有無 無</p>		<p>1 保守契約について 岸本町は民間委託であるが、溝口町は保守契約を行わず必要に応じてNTTに依頼している。</p> <p>2 ダイヤルインの有無について 岸本町はダイヤルインを導入し、各部署に直接外部から電話をかけることができるが、溝口町では総務課で電話交換により行っている。</p> <p>3 転送(内線機能)の導入について 庁舎間の転送機能をつけるかどうか検討する。</p>			<p>合併時に一元化する。</p> <p>1 保守点検については当面現行どおりとする。 2 ダイヤルインは岸本町の例により導入する。 3 本庁舎、分庁舎間の転送(内線機能)を導入し、互いに転送可能とする</p>	

## 庁舎管理業務委託先一覧

委託業務名	岸本町			溝口町		
	業務内容	契約先	契約金額	業務内容	契約先	契約金額
日直	<p>出生届、婚姻届、離婚届、死亡届、その他戸籍に関する届け出の受け付け。 死体埋葬許可証の発行 火災等の災害対応（無線放送等） 水道漏水受付及び対応 庁舎・改善センターの取締</p> <p>【体制】 1人体制</p> <p>【勤務日・時間について】 勤務日 土・日・祝日・年末年始 時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>【単価等について】 1人1日あたり5,600円 これに6%の事務費をシルバー人材センターに支払う。</p>	南部広域シルバー人材センター	年額 724,192円	<p>出生届、婚姻届、離婚届、死亡届、その他戸籍に関する届け出の受け付け。 死体埋葬許可証の発行 火災等の災害対応（告知放送等） 水道漏水受付及び対応 庁舎及び公民館の取締</p> <p>【体制】 1人体制</p> <p>【勤務日・時間について】 (1) 勤務日 日・祝日・年末年始 時間 午前8時30分から午後5時まで 勤務日 土曜日 時間 午前8時30分から午後0時まで (2) 勤務日 土曜日 時間 午後0時から午後5時まで</p> <p>【単価等について】 (1) 1日あたり4,200円 祝日・年末年始は、8,400円 (2) 宿直と合算した金額で月額367,500円</p>	(1)は課長補佐以下の職員 (2)はセコムクレジット(株)	(1)年額 423,000円 (2)宿直と合算した金額で年額 4,410,000円
宿直	<p>出生届、婚姻届、離婚届、死亡届、その他戸籍に関する届け出の受け付け。 死体埋葬許可証の発行 火災等の災害対応（無線放送等） 水道漏水受付及び対応 庁舎・改善センターの取締</p> <p>【体制】 2人体制</p> <p>【勤務時間について】 午後5時から午前8時30分まで</p> <p>【単価等について】 1人1日あたり5,500円 これに6%の事務費をシルバー人材センターに支払う。</p>	南部広域シルバー人材センター	年額 4,255,900円	<p>出生届、婚姻届、離婚届、死亡届、その他戸籍に関する届け出の受け付け。 死体埋葬許可証の発行 火災等の災害対応（告知放送等） 水道漏水受付及び対応 庁舎及び公民館の取締</p> <p>【体制】 1人体制</p> <p>【勤務時間について】 勤務日 日・祝日・年末年始 時間 午前5時から午前8時30分まで 勤務日 土曜日 時間 午後0時から午前8時30分まで</p> <p>【単価等について】 宿直と合算した金額で月額367,500円</p>	セコムクレジット(株)	宿直と合算した金額
機械監視委託				<p>防犯、火災監視、非常通報業務</p> <p>時間 毎日 午後6時から午前8時まで 土曜日・休日 午前8時から午後6時まで</p>	セコムクレジット(株)	年額 1,132,356円

専門部会名	総務部会	責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名	財産の取扱い	責任者	井澤宏和
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	42 その他	備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点		調整方法	
3	<p>火災見舞金</p> <p>火災による被災世帯の援護 火災の被災世帯に対し、見舞金を支給。</p> <p>火災見舞金の額は、伯耆農業共済組合から支払われる火災共済金と火災見舞金の合計額とし、これを町の見舞金の額とする。</p> <p>伯耆農業共済組合からの共済金は、諸収入として歳入され、火災見舞金の財源として充当される。</p> <p>火災見舞金 (全焼の場合)・共済金30万円+見舞金6万円 計36万円 (最高限度額)</p> <p>(部分焼の場合) ・伯耆農業共済組合の決定額を5,000円単位で支払う。</p> <p>平成15年度共済掛金：543,999円(2,075戸) 契約期間 6月6日から翌年6月6日まで</p>	<p>火災見舞金</p> <p>火災による被災世帯の援護 火災(爆発、落雷も含む)の罹災世帯に対し、見舞金を支給。</p> <p>見舞金の額は、伯耆農業共済組合から支払われる火災共済金と火災見舞金の合計額。</p> <p>伯耆農業共済組合からの共済金は、諸収入として歳入され、火災見舞金の財源として充当される。</p> <p>火災見舞金 (全焼の場合)・共済金50万円+見舞金10万円=60万円 (最高限度額)</p> <p>(部分焼の場合) ・伯耆農業共済組合の決定額を支払う。</p> <p>平成15年度共済掛金：692,850円(1,507戸) 契約期間 4月30日から翌年4月30日まで</p>		<p>1 両町とも伯耆農業共済組合建物火災共済に加入をしているが、掛金、共済金・見舞金の契約内容に違いがある。 掛金(町のうさい伯耆) 岸本町 274.5円 溝口町 459.8円 共済金・見舞金(のうさい伯耆 町)最高額 岸本町 共済金 30万円 見舞金 6万円 溝口町 共済金 50万円 見舞金 10万円</p> <p>2 被災者への見舞金の支払い基準に違いがある。(町の持ち出し部分の違いがある) 最高額(全焼火災)について(1戸あたり) 岸本町 36万円 溝口町 60万円+40万円(町費) その他(半焼等)について(1戸あたり) 岸本町 共済金を切り上げ5千円単位で支払う 溝口町 共済金全額を支払う</p>		<p>岸本町の例により調整する。 (溝口町が加入しているタイプは、特例的にのうさい伯耆がうけているもので平成17年度から廃止になる。)</p> <p>1 契約内容については岸本町の例による。</p> <p>2 見舞金の支払い内容については岸本町の例により支払う。 ・最高額(全焼火災) 36万円 ・その他(半焼等) 5千円単位で支払う</p>	

専門部会名	住民環境部会	責任者	永見文夫	ワーキンググループ名	その他事務事業	責任者	小村 健
合併協定項目	各種事務事業の取扱い			25 - 42 その他	備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点		調整方法	
4	<p><b>町民初盆供物</b></p> <p>町内で初盆を迎えられる世帯に供物を配布し、故人の霊を弔う。</p> <p>対象者 町内で初盆を迎える世帯</p> <p>配布物 線香のセット（定価2,000円の品）</p> <p>配布方法 課長会で割当表を配布していただき、該当者へ配布。遺族が町外で初盆を町外で行なわれる場合は、配布していない。</p> <p>該当世帯 50～80世帯（平成15年度 54世帯）</p>	<p><b>該当事業なし</b></p> <p>参考 初盆お供え事業（溝口町社会福祉協議会で行っている。）</p> <p>町内の初盆を迎える世帯に対してお供えを送り、霊を慰める。</p> <p>対象者 町内で初盆を迎える世帯（特養施設入所されていた方は除く）香典返しの寄付を頂いた世帯</p> <p>配布物 線香セット（神葬祭宅には口ウソクセット）</p> <p>配布方法 業者より担当民生委員宅まで該当数を配達し、担当民生委員より該当世帯へ配布して頂く。遺族等が町外にいる場合には送付とする。</p> <p>該当世帯 60～70世帯（平成15年度 69世帯）</p>		<p>・溝口町では、社会福祉協議会で初盆に関する事業が実施されている。</p> <p>・町が初盆に関する事業を行なっているのは、西伯郡内で岸本町のみである。</p> <p>・岸本町、溝口町で、対象者約130名</p>		合併時に廃止する。	
5	<p><b>町民葬儀香典</b></p> <p>町内在住者が死亡し町が会葬する場合の香典 1件につき5,000円</p>	<p><b>該当事業なし</b></p> <p>公職者（町議会議員以外は現職者のみ）会葬 香典（交際費） 住民の葬儀の際には、弔電を送っている。</p>		<p>・岸本町では、全町民を対象に会葬をしており、会葬した場合は香典をしている。</p> <p>・溝口町は、全町民を対象とした町香典はしていない。</p>		正副会長会調整案件とする。	